

# 指定通所介護事業所 つばきリハビリセンター運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社住心が設置運営するつばきリハビリセンター（以下「本事業所」という。）は指定通所介護の事業を行うものであり、事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 本事業所は、次にあげる基本方針に基づき、事業を運営する。

- 1 指定通所介護の提供にあたっては利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこととする。
- 2 自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 指定通所介護の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はそのご家族に対し、事業所の運営規程の概要、指定通所介護の従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はそのご家族の同意を得るものとする。
- 4 指定通所介護の提供にあたっては、利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場にたった懇切丁寧なサービス提供に努めるとともに、利用者又はその家族に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 6 指定通所介護の提供にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。  
特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じてその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 7 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。
- 8 指定通所介護の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する事業所、又は地域関係団体、ご家族との密接な連携により、指定通所介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 9 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 つばきリハビリセンター
- (2) 所在地 熊本県八代市西片町 1735-1

### (従業者の職種、員数及び職種内容)

第4条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 常勤兼務 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定通所介護の運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。  
利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、個々の利用者ごとに作成された通所介護計画に基づいて、その利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者および家族に対する相談、助言等の援助を行う。
- (3) 看護職員 1名以上  
看護職員は、個々の利用者ごとに作成された通所介護計画に基づいて、その利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、健康管理に関する援助を行う。
- (4) 介護職員 4名以上  
介護職員は、個々の利用者ごとに作成された通所介護計画に基づいて、その利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、排泄、介護その他日常生活の援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、個々の利用者ごとに作成された通所介護計画に基づいて、その利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月～土(12月31日から1月3日を除く)
- (2) 営業時間 8:30~17:30
- (3) サービス提供時間 9:00~16:10

### (利用定員)

第6条 本事業所の定員は次の通りとする。

1単位 35名

### (定員の遵守)

第7条 利用定員を遵守する。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

### (通所介護計画の作成)

第8条

- 1 管理者が作成する通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 3 通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付する。
- 4 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

### (指定通所介護における介護の内容)

第9条 指定通所介護の内容は通所介護計画に基づいて次の通り行う。

- (1) 排泄の自立支援および介助
- (2) 離床、着替え、整容その他の日常生活の自立支援および介助
- (3) 摂食自立支援および介助
- (4) 生活動作の改善もしくは維持のための機能訓練
- (5) 健康管理に関する援助
- (6) 利用者・家族に対する相談、助言等の援助
- (7) 送迎
- (8) その他レクリエーション、行事等サービスの提供

### (利用料等)

第10条 指定通所介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときには、負担割合証に基づいた、利用者負担の割合の額とする。

- 2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受けることとする。
  - (1) 昼食費：600円
  - (2) オムツ代 不足時は貸し出して後日、同等品を返却していただくこととする。
  - (3) 前各号に掲げるものの他、指定通所介護において提供される便宜のうち、利用者に負担させることが適切と認められる実費負担
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

### (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第11条 指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対して居宅

サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

#### **(保険給付の請求のための証明書の交付)**

第 12 条 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

#### **(通常の事業の実施地域)**

第 13 条 通常の事業の実施地域は、八代市、八代郡とする。(但し、事業所より片道 20 分圏内)

#### **(勤務体制の確保)**

第 14 条 利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。

#### **(研修の機会の確保)**

第 15 条 通所介護従事者の資質向上を図るための研修の機会を、採用時研修(採用後 1 ヶ月以内)、継続研修(年 1 回以上)を設け、業務体制の整備を図る。

#### **(サービス利用にあたっての留意事項)**

第 16 条 指定通所介護サービスの提供を受ける際に機能訓練室の器械等の操作等に関しては、利用者は従業者の指示にしたがって訓練等を受ける。

2 その他、指定通所介護利用時は危険防止のため従事者の指示に従う。

#### **(サービス提供困難時の対応)**

第 17 条 指定通所介護事業所の通常の事業実施等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

#### **(受給資格等の確認)**

第 18 条 指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供する。

#### **(要介護認定の申請に係る援助)**

第 19 条 指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

また居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行う。

#### (サービス提供の記録)

第20条 指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品目その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

- 2 提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

#### (心身の状況等の把握)

第 21 条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

#### (身体拘束)

第 22 条 身体拘束については「切迫性」「非代替性」「一時性」がない限り行わない事とするが、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を一時的に行う場合にはその態様及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する事とする。

#### (居宅介護支援事業者等との連携)

第 23 条 指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 2 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 24 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して本事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することをしないものとする。

#### (利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が正当な理由なく指定通所介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき又は偽りや不正な行為によって保険給付を受け又は受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

#### (緊急時等の対応)

第26条 従業者は指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医あるいは協力医療機関へ連絡し医師の指示に従う等の必要な措置を講じる。なおその間必要に応じて適切な措置も講じる。

#### (事故発生時の対応)

第27条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録を行う。
- 3 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (非常災害対策)

第28条 非常災害に適切に対応するために防火管理者により火災のみならず風水害、地震等の災害に対処するために消防計画を策定し、これに基づき消防業務を実施する。災害時における関係機関への通報および連携体制の整備を日頃から職員に周知徹底し、従業者連絡網の作成、避難、救出訓練を定期的実施し、利用者の安全確保に努めるものとする。

#### (苦情を処理するための措置)

第29条 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 提供した通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

### **(衛生管理等)**

第30条 1 本事業所は、介護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品などの衛生的な管理に努めるものとする。

2 本事業所は、本事業所において感染が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）をおおむね1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- (2) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 本事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### **(虐待防止に関する事項)**

第31条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

### **(業務継続計画の策定等)**

第32条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(会計の区分)**

第33条 指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

### **(記録の整備)**

第34条 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する指定通所介護等の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。

### **(その他運営についての重要事項)**

第 35 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

- 2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業への連絡その他必要な援助を行う。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びそのご家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密の保持すべき旨も雇用契約の内容とする。
- 5 関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示する。  
又、サービス担当者会議等における利用者及びご家族の情報の使用に関しては、文書により利用者及び家族の同意の上、使用する事とする。
- 6 月ごとの勤務表を作成して通所介護職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員および機能訓練指導員の配置、兼務関係等を明確にする。
- 7 衛生管理等に関しては、別途衛生管理マニュアルに基づいて適切な措置を講じる。
- 8 苦情処理に関しては、苦情処理するために講ずる処置の概要を明らかにし、内容・対処等を記録保存し、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報との認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行う。
- 9 通所介護計画および利用者に関する記録等は、利用終了後 5 年間保存する。
- 10 指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

#### (規程の補足)

第 36 条 この規程に定めるものの他、必要な事項については管理者が株式会社住心と協議し定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 3 月 15 日から施行する。